

件名	公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例を一部改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	公衆浴場における衛生等管理要領等について(令和元年9月19日付厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知) ・公衆浴場における水質基準等に関する指針(同通知別添1) ・公衆浴場における衛生等管理要領(同通知別添2) ・旅館業における衛生等管理要領(同通知別添3)
<p>【改正の概要】</p> <p>レジオネラ症発生防止対策のため、国が令和元年9月19日付で「公衆浴場における衛生等管理要領」等を改正したことを受けて、これを指針とする関係条例に規定する基準等を見直し、一部改正を行ったものである。</p> <p>1. 構造設備基準に係る改正事項</p> <p>(1) 気泡発生装置等は、点検・清掃及び排水が容易な構造であること</p> <p>(2) 水位計は配管内を洗浄・消毒できるか、配管等を要しない構造であること</p> <p>(3) 原水は浴槽水面上部、循環水は浴槽底部から補給される構造であること</p> <p>(4) 配管内の浴槽水及び貯湯槽は、完全に排水できる構造であること</p> <p>(5) 浴槽から溢れ出た湯水を浴用に供する構造でないこと又はオーバーフロー環水管は直接循環配管に接続せず、オーバーフロー回収槽は清掃・消毒が容易に行える構造であること</p> <p>(6) 調節箱は清掃しやすく、塩素消毒等のできる構造であること</p> <p>(7) 浴槽上縁の洗い場床面からの高さを30cm以上から15cm以上に改正</p> <p>(8) (1)～(6)について、施行日時点で許可を受けているか、許可申請中である営業施設については適用しないが、施行日以降に施設の改築や大修繕を行う場合はこの限りでない</p> <p>2. 衛生措置基準に係る改正事項</p> <p>(1) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常時作動させること</p> <p>(2) 循環配管、水位計配管、集毛器、シャワーは定期的に清掃・消毒を行うこと</p> <p>(3) 浴槽から溢れ出た湯水を浴用に供する場合は、環水管及び回収槽の清掃・消毒を頻繁に行うこと</p> <p>(4) 調節箱及び気泡発生装置等は、適宜清掃・消毒を行うこと</p> <p>(5) 配管は図面等で正確に把握し、不要な配管は除去等必要な措置を行うこと</p> <p>(6) サウナ室・設備に係る室内温度及び湿度の測定記録は3年以上保存すること</p> <p>(7) 周囲に植栽のある屋外に設置された浴槽に土が入らないよう努めること</p>	
施行日	令和2年7月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>浴槽水を消毒する際の塩素濃度に関する規定を「1リットル中0.4ミリグラム程度、最大1ミリグラムを超えない」に改正、モノクロラミン消毒の場合の規定を追加し、細則に移動する等、所要の規定を整備</p>	

